平成２６年（フ）第１号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1751番地の２
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第１９９号
東京都葛飾区柴又１丁目５－９－203　ウィンベル　ソロ高砂２
債務者　岡田　修幸
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２６号
東京都大田区萩中１丁目14―28―102
債務者　佐藤　雄輔
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２７号
東京都大田区萩中１丁目14―28―102
債務者　佐藤マリアベリアこと　サトウ　マリア　ベリア　アランカナ
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３１号
埼玉県飯能市稲荷町12―13―201
債務者　五味川武昭
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４０号
東京都練馬区東大泉６丁目50―５―203
債務者　加藤　茂人
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５３号
東京都品川区中延５丁目10―14　クレッセントＳＩ－１－101
債務者　笹生　　勲
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６０号
神奈川県藤沢市片瀬３丁目８－19―303
債務者　古川　昌子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６１号
東京都練馬区関町南４丁目13―５
債務者　小野里二男
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６２号
東京都練馬区北町８丁目12－８　森屋荘Ｂ201
債務者　木村　　徹
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０号
東京都新宿区新宿７丁目16－６－109
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７６号
東京都品川区小山４丁目２－４－401
債務者　塚原　一男
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７７号
東京都調布市深大寺北町１丁目22－７－206
債務者　兵頭　裕絵
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８９号
神奈川県大和市柳橋２丁目７－２　ウイングマミヤＡ201
債務者　内山　早苗
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９０号
東京都杉並区和泉４丁目43―13―203
債務者　石王丸薫子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９３号
東京都八王子市宇津木町940―177
債務者　大橋美穂子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部